



流山市監査委員告示第15号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市議会議長及び流山市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年11月29日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流 み 第 1 5 3 号
平成 3 0 年 1 0 月 2 4 日

流山市監査委員 佐々木 健 様
流山市監査委員 海老原 功 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 3 0 年 2 月 1 5 日付け、流監第 7 7 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成 3 0 年 2 月 1 5 日 ・ 流監第 7 7 号		
監 査 の 種 別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
都市整備部 みどりの課	指摘 (1)	納期限を過ぎても納入に至らないものがあつたにもかかわらず、規則第 4 4 条の規定による督促を行っていなかった。規則に基づく適正な事務手続を求める。	流山市都市公園条例第 1 7 条に基づく公園使用料については、納期限日に納入確認を行い納入に至らなかったことが確認された際は、流山市財務規則第 4 4 条に基づく適正な事務手続により督促を行います。 今後の対策として、チェックリストを作成し、管理職が確認することで再発防止に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。